

市 会 議 案

令和5年9月定例会（令和5年9月11日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和 5 年第78号議案	名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部改正について	1頁
令和 5 年第79号議案	名古屋市保健衛生関係手数料条例等の一部改正について…	3頁
令和 5 年第80号議案	名古屋市立学校設置条例の一部改正について……………	11頁
令和 5 年第81号議案	火災予防条例の一部改正について……………	13頁
令和 5 年第84号議案	契約の締結について……………	23頁
令和 5 年第85号議案	契約の一部変更について……………	25頁
令和 5 年第86号議案	契約の一部変更について……………	27頁
令和 5 年第87号議案	指定管理者の指定について……………	29頁
令和 5 年第88号議案	指定管理者の指定について……………	31頁
令和 5 年第89号議案	名古屋港内の公有水面埋立てについて……………	33頁
令和 5 年第90号議案	名古屋港内の公有水面埋立てについて……………	37頁
令和 5 年第91号議案	市道路線の認定及び廃止について……………	41頁

令和 5年第78号議案

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部改正について

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例（平成27年名古屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項第 2号中「第 9条第 6項第 3号」を「第 9条第 7項第 3号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5年10月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、道路運送法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(~~現 行~~)

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例 (抜すい)

(委員)

第 4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) (略)

(2) 道路運送法 (昭和26年法律第 183号) 第 9条^{第 7項}~~第 6項~~ 第 3号に規定する一

般旅客自動車運送事業者 (以下「一般旅客自動車運送事業者」という。)

又はその組織する団体の代表者

(3) }
() } (略)
(7) }

2 }
3 } (略)

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例 (抜すい)

(委員)

第 4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) (略)

(2) 道路運送法 (昭和26年法律第 183号) 第 9条^{第 7項}_{第 6項}第 3号に規定する一
般旅客自動車運送事業者 (以下「一般旅客自動車運送事業者」という。)
又はその組織する団体の代表者

(3) }
{ (略)
(7)

2 }
3 } (略)

令和 5年第79号議案

名古屋市保健衛生関係手数料条例等の一部改正について

名古屋市保健衛生関係手数料条例等の一部を改正する条例を次のとおり定め
るものとする。

令和 5年 9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市保健衛生関係手数料条例等の一部を改正する条例

(名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正)

第 1条 名古屋市保健衛生関係手数料条例 (平成12年名古屋市条例第47号) の
一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第15号中「又は第 3条の 3第 1項」を「、第 3条の 3第 1項
又は第 3条の 4第 1項」に改める。

(名古屋市旅館業法施行条例の一部改正)

第 2条 名古屋市旅館業法施行条例 (平成15年名古屋市条例第 5号) の一部を
次のように改正する。

第 2条第 1項及び第 3条中「及び法第 3条の 3第 3項」を「、第 3条の 3
第 2項及び第 3条の 4第 3項」に改める。

第 5条中「第 5条第 3号」を「第 5条第 1項第 4号」に改める。

(名古屋市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第 3条 名古屋市公衆浴場法施行条例 (平成24年名古屋市条例第91号) の一部

を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「もの。」を「もの」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に、「もの。」を「もの」に改め、同号を同条第 2 号とする。

附 則

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の名古屋市公衆浴場法施行条例第 3 条第 2 号の規定に該当している場合における設置の場所の配置の基準については、第 3 条の規定による改正後の名古屋市公衆浴場法施行条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、旅館業法等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「もの。」を「もの」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に、「もの。」を「もの」に改め、同号を同条第 2 号とする。

附 則

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の名古屋市公衆浴場法施行条例第 3 条第 2 号の規定に該当している場合における設置の場所の配置の基準については、第 3 条の規定による改正後の名古屋市公衆浴場法施行条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、旅館業法等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

（参考 1）

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

1 名古屋市保健衛生関係手数料条例（抜すい）

（手数料を徴収する事務の種別及び額）

第 2 条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
{ (略)
(14) }

(15) 旅館業法第 3 条の 2 第 1 項又は第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する
審査

旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 7,400 円

(16) }
{ (略)
(49) }

2 (略)

2 名古屋市旅館業法施行条例（抜すい）

（清純な施設環境を保持すべき施設）

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号（法第 3 条の 2 第 2 項及び法第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による条例で

定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) }
 - (5) }
- (略)

2 (略)

(営業の許可等を与える場合に意見を求めなければならない者)

第 3 条 法第 3 条第 4 項 (法第 3 条の 2 第 2 項^{及び法}第 3 条の 3^{第 2 項及び第 3 項}

3 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による市長が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。

- (1) }
 - (3) }
- (略)

(宿泊を拒むことのできる事由)

第 5 条 法第 5 条^{第 1 項第 4 号}_{第 3 号}の規定による営業者が宿泊を拒むことのできる

事由は、次のとおりとする。

- (1) }
 - (2) }
- (略)

3 名古屋市公衆浴場法施行条例 (抜すい)

(設置の場所の配置の基準)

第 3 条 法第 2 条第 3 項の規定による公衆浴場 (普通公衆浴場に限る。) の設置の場所の配置の基準は、既設の普通公衆浴場との距離が 220メートル以上保たれていることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) 普通公衆浴場について法第 2 条第 1 項の許可を受けた者が、当該普通公衆浴場を廃止し、引き続き同一の場所で経営しようとするもの。

定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) }
 - (5) }
- (略)

2 (略)

(営業の許可等を与える場合に意見を求めなければならない者)

第 3 条 法第 3 条第 4 項 (法第 3 条の 2 第 2 項及び法第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 項

3 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による市長が意見を

求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。

- (1) }
 - (3) }
- (略)

(宿泊を拒むことのできる事由)

第 5 条 法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による営業者が宿泊を拒むことのできる

事由は、次のとおりとする。

- (1) }
 - (2) }
- (略)

3 名古屋市公衆浴場法施行条例 (抜すい)

(設置の場所の配置の基準)

第 3 条 法第 2 条第 3 項の規定による公衆浴場 (普通公衆浴場に限る。) の設置の場所の配置の基準は、既設の普通公衆浴場との距離が 220メートル以上保たれていることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) 普通公衆浴場について法第 2 条第 1 項の許可を受けた者が、当該普通公衆浴場を廃止し、引き続き同一の場所で経営しようとするもの。

(2) 普通公衆浴場の譲渡しがあつた場合において、譲受人が、引き続き同一の場所で経営しようとするもの。

(2) 前号に定めるもののほか、土地の状況、人口の密度その他の特別の事情により、市長が公衆衛生上必要があると認めるもの。

(参考 2)

参 照 条 文

1 旅館業法（昭和23年法律第 138号）抜すい 新旧対照 ^(改正後)_(改正前)

第 3条の 2 前条第 1項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」とい
う。）が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡
及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者
の地位を承継する。

2 前条第 2項（申請者に係る部分に限る。）及び第 3項から第 6項までの規
定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第 2項中「申
請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。

第 3条の 3
第 3条の 2
第 3条の 4
第 3条の 3 } (略)

2 公衆浴場法（昭和23年法律第 139号）抜すい 新旧対照 ^(改正後)_(改正前)

第 2条の 2 浴場業を営む者（以下「営業者」という。）が当該浴場業を譲渡
し、又は営業者について相続、合併若しくは分割（当該浴場業を承継させる
ものに限る。）があつたときは、当該浴場業を譲り受けた者又は相続人（相
続人が 2人以上ある場合において、その全員の同意により当該浴場業を承継

(参考 2)

参 照 条 文

1 旅館業法（昭和23年法律第 138号）抜すい 新旧対照 （改正後） （改正前）

第 3条の 2 前条第 1項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」とい

う。）が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡

及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者

の地位を承継する。

2 前条第 2項（申請者に係る部分に限る。）及び第 3項から第 6項までの規

定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第 2項中「申

請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。

第 3条の 3
第 3条の 2
第 3条の 4
第 3条の 3

（略）

2 公衆浴場法（昭和23年法律第 139号）抜すい 新旧対照 （改正後） （改正前）

第 2条の 2 浴場業を営む者（以下「営業者」という。）が当該浴場業を譲渡

し、又は営業者について相続、合併若しくは分割（当該浴場業を承継させる

ものに限る。）があつたときは、当該浴場業を譲り受けた者又は相続人（相

続人が 2人以上ある場合において、その全員の同意により当該浴場業を承継

すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合
併により設立した法人若しくは又は分割により当該浴場業を承継した法人は、営
業者の地位を承継する。

2 （略）

令和 5 年第80号議案

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 9 月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中学校の表中

「 | 名古屋市立東陵中学校 | 名古屋市緑区鳴海町字細根 100 番地の | 1 | 」を
「 | 名古屋市立東陵中学校 | 名古屋市緑区東陵1353番地 | 」に
改める。

附 則

この条例は、名古屋市明願土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、町の区域の設定に伴い、規定を整理する必要がある
による。

この案を提出したのは、町の区域の設定に伴い、規定を整理する必要がある
による。

令和 5年第81号議案

火災予防条例の一部改正について

火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1項第 3号の 2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第14条の 2第 1項第 3号中「雨水等」を「筐体は雨水等」に改める。

第17条第 1項中「定格容量と電槽数の積の合計が 4,800アンペアアワー・セル以上の蓄電池設備のうち」を「蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5年消防庁告示第 7号）第 2に定めるものを除く。以下この条において同じ。）で」に改め、同条第 2項及び第 3項を次のように改める。

2 蓄電池設備は、地震等により容易に転倒し、亀裂を生じ、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床土又は台上に設けなければならない。

3 蓄電池設備で、屋外に設けるもの（柱上及び道路上に設ける電気事業者用

のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。) の位置は、建築物から 3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するときは、この限りでない。

第17条第 4項中「前項の蓄電池設備」を「蓄電池設備で、屋外に設けるもの」に、「第 2項並びに本条第 2項」を「第14条の 2第 1項第 3号」に改める。

第68条第10号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第 3中

気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	100	15 (注1)	15	15 (注1)
			据置型レンジ	21k W以下	100	15 (注1)	15	15 (注1)
	不 燃	開 放 式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21k W以下	80	0	—	0

を

気 体	不 燃 以 外	開 放 式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	100	15 (注1)	15	15 (注1)
			据置型レンジ	21k W以下	100	15 (注1)	15	15 (注1)

のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。) の位置は、建築物から 3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するときは、この限りでない。

第17条第 4項中「前項の蓄電池設備」を「蓄電池設備で、屋外に設けるもの」に、「第 2項並びに本条第 2項」を「第14条の 2第 1項第 3号」に改める。

第68条第10号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第 3中

気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 (注1)	15	15 (注1)
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 (注1)	15	15 (注1)
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0

を「

気体	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 (注1)	15	15 (注1)
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 (注1)	15	15 (注1)

燃料	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
			炭火焼き器	—	80	30	—	30

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6年 1月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の火災予防条例（以下「新条例」という。）第17条第 1項に規定する蓄電池設備（新たに同項に規定する蓄電池設備に該当することとなるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第14条第 1項第 3号の 2（新条例第11条の 3第 1項及び第 3項、第14条第 3項、第15条第 1項及び第 3項並びに第17条第 1項及び第 4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置されている新条例第17条第 1項に規定する蓄

電池設備（新たに同項に規定する蓄電池設備に該当することとなるものを除く。以下この項において同じ。）又は現に設置の工事中である同項に規定する蓄電池設備のうち、同条第 2 項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新たに新条例第17条第 1 項に規定する蓄電池設備に該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して 2 年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

（理 由）

この案を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

電池設備（新たに同項に規定する蓄電池設備に該当することとなるものを除く。以下この項において同じ。）又は現に設置の工事中である同項に規定する蓄電池設備のうち、同条第 2 項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新たに新条例第17条第 1項に規定する蓄電池設備に該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して 2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

（理 由）

この案を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

（参考 1）

新 旧 対 照 ^{（改正案）}
_{（改正案前）}

火災予防条例（抜すい）

（変電設備）

第14条 全出力20キロワットを超える変電設備（次条第 1項に規定する急速充電設備を除く。）で、屋内に設けるものの位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

(1) }
() } (略)
(3) }

(3) の 2 ~~キューピクル式のものにあっては、~~建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

(3) の 3 }
() } (略)
(10) }

2 }
3 } (略)

（急速充電設備）

第14条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) }
(2) } (略)

(3) 筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

- (4) }
{ } (略)
(18) }

- 2 }
3 } (略)

(蓄電池設備)

第17条 定格容量と電槽数の積の合計が 4,800アンペアアワー・セル以上の蓄電池設備のうち
(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準 (令和 5年消防庁告示第 7号) 第 2に定めるものを除く。以下この条において同じ。)で、屋内に設けるものの位置、構造及び管理の基準は、第13条第 4号並びに第14条第 1項第 1号、第 3号から第 6号まで及び第 9号の規定を準用する。

2 前項の蓄電池設備は、地震等により容易に転倒し、亀裂を生じ、又は破損の電そうの位置及び構造は、耐酸性の床上又は台上に転しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものに倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床あつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。又は台にあつては、耐酸性のものとしなければならない。

3 第 1項の蓄電池設備で、屋外に設けるものは、(柱上及び道路上に設ける電気事業用のも、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準講じたキュービクル式のものとしなければならない。

第 3に定めるもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)の位置は、建築物から 3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、若しくは覆われ

- (1) } (略)
- (2) }

(3) 筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

- (4) }
- () }
- (18) }

- 2 } (略)
- 3 }

(蓄電池設備)

第17条 定格容量と電槽数の積の合計が 4,800アンペアアワー・セル以上の蓄電池設備のうち
蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措

置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5年消防庁告示第 7号）第 2に定め
るものを除く。以下この条において同じ。）で、屋内に設けるものの位置、
構造及び管理の基準は、第13条第 4号並びに第14条第 1項第 1号、第 3号か
ら第 6号まで及び第 9号の規定を準用する。

2 前項の蓄電池設備は、地震等により容易に転倒し、亀裂を生じ、又は破損
の電槽の位置及び構造は、耐酸性の床上又は台上に転
しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものに
倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床
あつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。
又は台にあつては、耐酸性のものとしなければならない。

3 第 1項の蓄電池設備で、屋外に設けるもの
は、雨水等の浸入防止の措置を
事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準
講じたキュービクル式のものとしなければならない。

第 3に定めるもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有
するキュービクル式のものを除く。）の位置は、建築物から 3メートル以上
の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、若しくは覆われ

た外壁で開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するときは、こ
の限りでない。

4 前項の蓄電池設備で、屋外に設けるもの
の位置、構造及び管理の基準は、
前項に規定するもののほか、第13条第 4号、第14条第 1項第 3号の 2、第 5
号、第 6号及び第 9号並びに第14条の 2第 1項第 3号
第 2項並びに本条第 2項
（火を使用する設備等の設置の届出）

第68条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設
備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消
防署長に届け出なければならない。

- (1) }
- () }
- (9) の 2 }

(10) 第17条の蓄電池設備 （蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除
く。）

(参考 2)

参 照 条 文

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取

扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総

務省令第24号）抜すい 新旧対照 $\left(\begin{smallmatrix} \text{改正後} \\ \text{改正前} \end{smallmatrix} \right)$

（対象火気設備等の種類）

第 3条 令第 5条第 1項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第 1号から第12号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第13号から第20号までに掲げる設備とする。

(1) }
) } (略)
(16) }

(17) 蓄電池設備 $\left(\begin{array}{l} \text{蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量} \\ \text{4,800アンペアアワー・セル未満の} \\ \text{が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置} \\ \text{が講じられたものとして消防庁長官が定める} \end{array} \right)$ $\left(\begin{array}{l} \text{ものを除く。以下同じ。} \end{array} \right)$

(18) }
) } (略)
(20) }

（振動又は衝撃に対する構造）

第12条 令第 5条第 1項第 7号の規定により、対象火気設備等（建築設備を除く。）は、次の各号に定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造としなければならない。

(参考 2)

参 照 条 文

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取

扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総

務省令第24号）抜すい 新旧対照 ^(改正後)_(改正前)

（対象火気設備等の種類）

第3条 令第5条第1項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第1号から第12号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第13号から第20号までに掲げる設備とする。

(1) }
{ (略)
(16) }

(17) 蓄電池設備 （蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が4,800アンペアアワー・セル未満のものが10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを除く。以下同じ。）

(18) }
{ (略)
(20) }

（振動又は衝撃に対する構造）

第12条 令第5条第1項第7号の規定により、対象火気設備等（建築設備を除く。）は、次の各号に定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造としなければならない。

(1) }
{ (略)
(7) }

(8) 蓄電池設備 （開放形鉛蓄電池を用いたものに限る。） にあっては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に転倒しないように設けること。ただし、

アルカリ蓄電池を設ける床又は台にあっては、耐酸性としないことができる。

(9) }
(10) } (略)

（風道、燃料タンク等の構造）

第14条 令第5条第1項第9号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、ほこり、雨水その他当該対象火気設備等の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが入らないようにするための措置が講じられた構造としなければならない。

(1) }
{ (略)
(4) }

(5) 屋外に設ける蓄電池設備にあっては、その筐体は雨水等の浸入防止の措置が講じられた キュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。） のものとする。こと。

(6) (略)

(7) 急速充電設備にあっては、その筐体は雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとする。こと。

（その他の基準）

第16条 令第5条第2項の規定により、第4条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

ない。

(1) }
{ (略)
(3) }

(4) 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。）のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ (略)

ロ 燃料電池発電設備、変電設備^{及び}内燃機関を原動力とする発電設備^{及び}蓄電池設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式^{（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。）}のもの等^の延焼を防止するための措置が講じられているもの

ハ 蓄電池設備のうち、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの又は消防長若しくは消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等の延焼を防止するための措置が講じられているもの

三八 }
ホ } (略)
二 }

(5) }
{ (略)
(11) }

ない。

(1) }
{ (略)
(3) }

(4) 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。）のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ (略)

ロ 燃料電池発電設備、変電設備^{及び}内燃機関を原動力とする発電設備^{及び}蓄電池設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式^{（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。）}のもの等^の延焼を防止するための措置が講じられているもの

ハ 蓄電池設備のうち、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの又は消防長若しくは消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等の延焼を防止するための措置が講じられているもの

三
八
ホ
二
} (略)

(5) }
{ (略)
(11) }

令和5年第84号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和5年9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 契約の目的	名古屋城石垣修復工事（本丸搦手馬出周辺）の請負
2 施行場所	名古屋市中区本丸地内
3 契約の内容	石垣修復工事1式
4 契約の方法	一般競争入札
5 契約金額	1,483,900,000 円
6 契約の相手方	名古屋市中区丸の内一丁目8番20号 株式会社安藤・間名古屋支店 執行役員支店長 本 岡 竜
7 完成予定期日	令和9年3月31日

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋城本丸搦手馬出周辺の石垣の修復工事を施行する必要があるによる。

令和5年第85号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和5年9月11日提出

名古屋市長 河村 たかし

工 事 請 負 契 約 名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
名城公園地下横断歩道新 設工事の請負契約 〔令和4年12月7日議決 令和4年第127号（令 和5年5月25日専決処 分により契約金額を変 更）〕	契約 金額	2,119,798,733円	2,264,307,091円

（理 由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和5年第86号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和5年9月11日提出

名古屋市長 河村 たかし

工 事 請 負 契 約 名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
南熱田公営住宅新築工事 の請負契約 〔令和4年12月7日議決 令和4年第128号（令 和5年3月20日専決処 分により契約金額を変 更）〕	契約 金額	2,183,522,000円	2,358,648,600円

（理 由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和 5年第87号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 5年 9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市寿楽荘	名古屋市北区鳩岡町 1丁目 7番地の20 社会福祉法人愛生福祉会 理事長 増 井 香 織

2 指定の期間 令和 6年 4月 1日から令和16年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和5年第88号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和5年9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
上前津駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
丸の内駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男

2 指定の期間 令和6年3月1日から令和15年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 5 年第 89 号議案

名古屋港内の公有水面埋立てについて

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、名古屋港港湾管理者から意見を求められた下記の公有水面埋立てについては、異議なき旨の意見を提出するものとする。

令和 5 年 9 月 11 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 埋立区域の位置 名古屋市港区大江町 7 番 18 から昭和町 38 番 2 に至る間の地先の公有水面
- 2 埋立区域の面積 75,742.18 平方メートル

（理 由）

この案を提出したのは、公有水面埋立てに対する意見を名古屋港港湾管理者に提出する必要があるによる。

(参考 1)

参 照 条 文

1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）抜すい

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（第2項及び第3項 略）

市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

2 港湾法（昭和25年法律第218号）抜すい

（他の法令との関係）

第58条 （略）

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

3 }
4 } （略）

(参考 1)

参 照 条 文

1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）抜すい

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日より起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（第2項及び第3項 略）

市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

2 港湾法（昭和25年法律第218号）抜すい

（他の法令との関係）

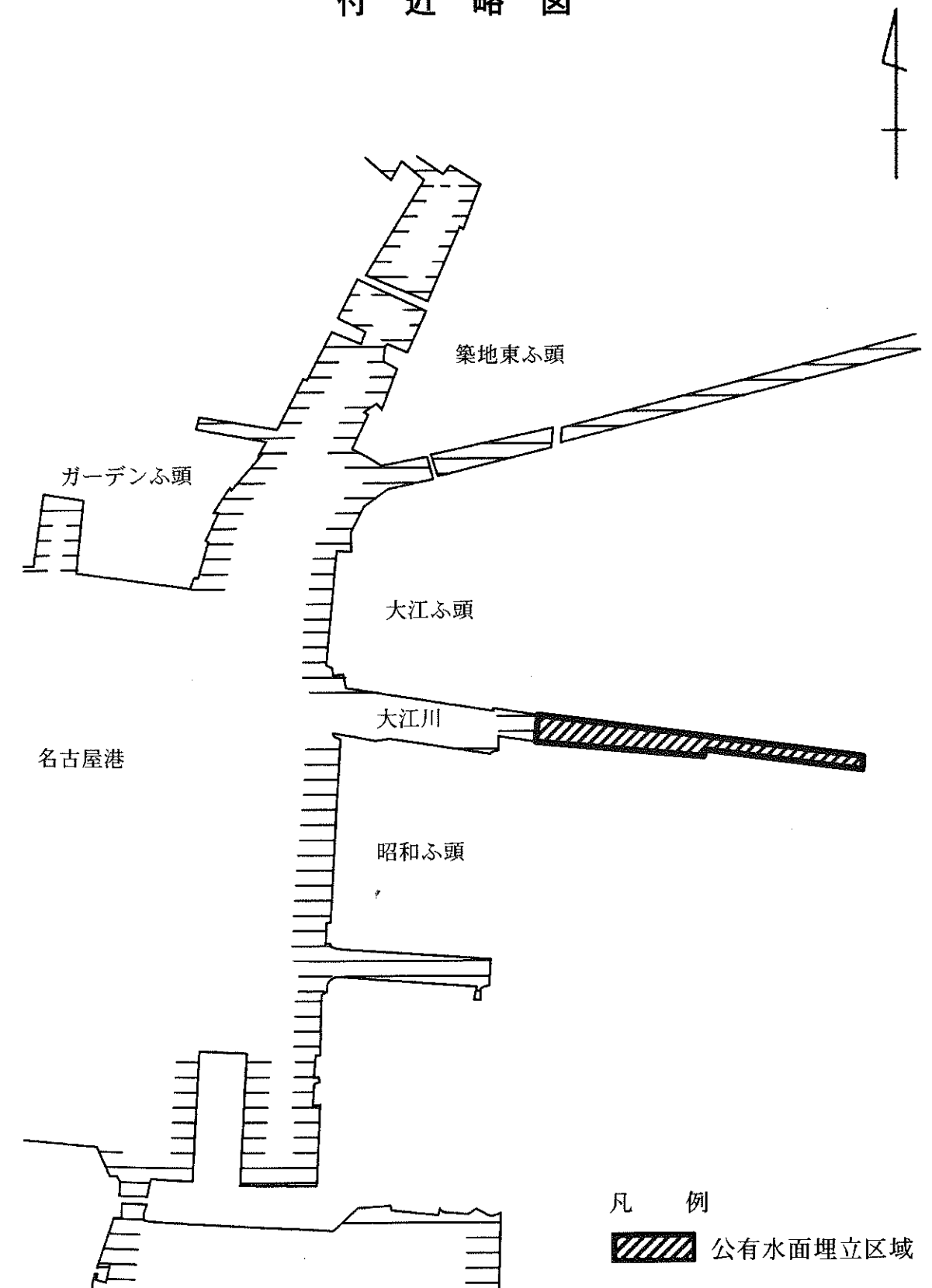
第58条 （略）

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

3 }
4 } （略）

(参考 2)

付 近 略 図



令和 5 年第90号議案

名古屋港内の公有水面埋立てについて

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、名古屋港港湾管理者から意見を求められた下記の公有水面埋立てについては、異議なき旨の意見を提出するものとする。

令和 5 年 9 月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 埋立区域の位置 名古屋市港区大江町7番2及び昭和町38番2の地先の公有水面
- 2 埋立区域の面積 11,209.27平方メートル

（理 由）

この案を提出したのは、公有水面埋立てに対する意見を名古屋港港湾管理者に提出する必要があるによる。

(参考 1)

参 照 条 文

1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）抜すい

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（第2項及び第3項 略）

市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

2 港湾法（昭和25年法律第218号）抜すい

（他の法令との関係）

第58条 （略）

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

3 }
4 } （略）

(参考 1)

参 照 条 文

1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）抜すい

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日より起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（第2項及び第3項 略）

市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述べムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

2 港湾法（昭和25年法律第218号）抜すい

（他の法令との関係）

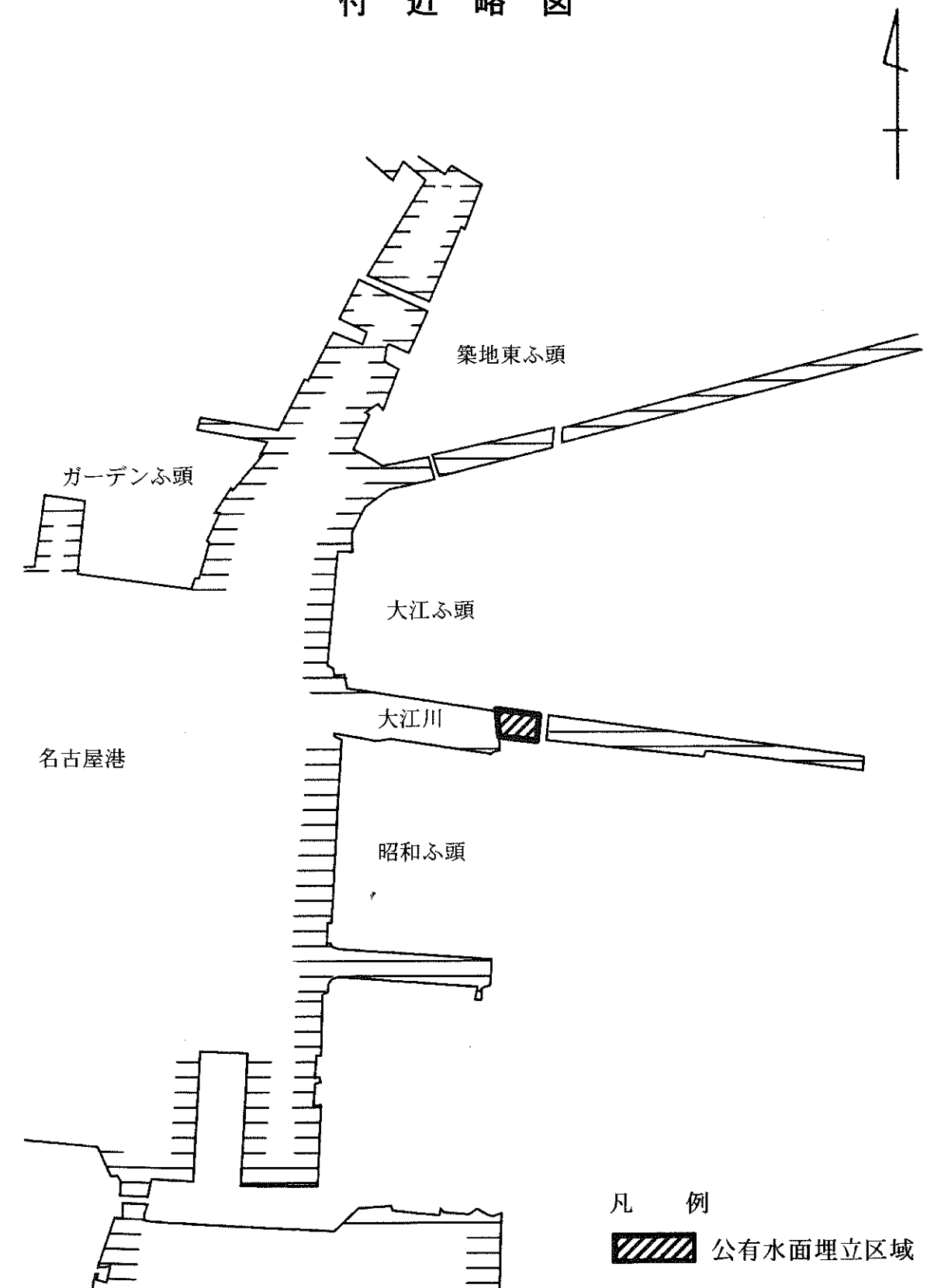
第58条 （略）

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

3 } (略)
4 }

(参考 2)

付 近 略 図



凡 例
[Hatched Box] 公有水面埋立区域

令和 5 年第91号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

令和 5 年 9 月 11 日 提出

名古屋市長 河 村 た か し

認定する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘 要
		終 点	
1	茶屋新田第21号線	名古屋市港区秋葉二丁目14番の1地先	第1 附図
		名古屋市港区秋葉二丁目8番の7地先	
2	茶屋新田第22号線	名古屋市港区秋葉二丁目5番地先	"
		名古屋市港区西茶屋一丁目35番の9地先	
3	茶屋新田第23号線	名古屋市港区秋葉二丁目30番の4地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目21番の3地先	
4	茶屋新田第24号線	名古屋市港区秋葉二丁目43番の1地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目65番の2地先	

5	茶屋新田第25号線	名古屋市港区秋葉二丁目68番の2地先	"
		名古屋市港区西茶屋一丁目35番の10地先	
6	茶屋新田第26号線	名古屋市港区秋葉二丁目31番地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目41番の2地先	
7	茶屋新田第27号線	名古屋市港区秋葉二丁目43番の3地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目43番の4地先	
8	茶屋新田第28号線	名古屋市港区秋葉二丁目60番の1地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目65番の1地先	
9	茶屋新田第29号線	名古屋市港区秋葉二丁目66番の2地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目73番の1地先	
10	茶屋新田第30号線	名古屋市港区秋葉二丁目110番地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目101番地先	
11	茶屋新田第31号線	名古屋市港区秋葉二丁目98番の2地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目95番地先	

5	茶屋新田第25号線	名古屋市港区秋葉二丁目68番の2地先	"
		名古屋市港区西茶屋一丁目35番の10地先	
6	茶屋新田第26号線	名古屋市港区秋葉二丁目31番地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目41番の2地先	
7	茶屋新田第27号線	名古屋市港区秋葉二丁目43番の3地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目43番の4地先	
8	茶屋新田第28号線	名古屋市港区秋葉二丁目60番の1地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目65番の1地先	
9	茶屋新田第29号線	名古屋市港区秋葉二丁目66番の2地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目73番の1地先	
10	茶屋新田第30号線	名古屋市港区秋葉二丁目110番地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目101番地先	
11	茶屋新田第31号線	名古屋市港区秋葉二丁目98番の2地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目95番地先	

12	茶屋新田第32号線	名古屋市港区秋葉二丁目94番地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目83番地先	
13	茶屋新田第33号線	名古屋市港区秋葉二丁目30番の4地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目111番地先	
14	茶屋新田第34号線	名古屋市港区秋葉二丁目16番の1地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目127番地先	
15	茶屋新田第35号線	名古屋市港区秋葉二丁目14番の1地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目128番の3地先	
16	茶屋新田第36号線	名古屋市港区秋葉二丁目7番の3地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目147番の3地先	
17	茶屋新田第37号線	名古屋市港区秋葉二丁目5番地先	"
		名古屋市港区秋葉二丁目77番地先	
18	西茶屋線第1号	名古屋市港区西茶屋一丁目163番地先	"
		名古屋市港区西茶屋一丁目201番地先	

1	小幡北第1号線	名古屋市守山区小幡北2010番の10地先	第2
		名古屋市守山区小幡北2010番の9地先	附図
1	鳴海赤塚第2号線	名古屋市緑区鳴海町字赤塚35番の18地先	第3
		名古屋市緑区鳴海町字赤塚35番の23地先	附図
2	鳴海赤塚第3号線	名古屋市緑区鳴海町字赤塚35番の11地先	"
		名古屋市緑区鳴海町字赤塚35番の24地先	
1	乗鞍三丁目第1号線	名古屋市緑区乗鞍三丁目170番の24地先	第4
		名古屋市緑区乗鞍三丁目170番の2地先	附図
1	神の倉四丁目第5号線	名古屋市緑区神の倉四丁目283番の15地先	第5
		名古屋市緑区神の倉四丁目283番の16地先	附図
1	社が丘三丁目第1号線	名古屋市名東区社が丘三丁目301番の19地先	第6
		名古屋市名東区社が丘三丁目301番の7地先	附図
1	下志段味三丁目第1号線	名古屋市守山区下志段味三丁目2808番地先	第7
		名古屋市守山区下志段味三丁目3702番地先	附図

1	小幡北第1号線	名古屋市守山区小幡北2010番の10地先	第2
		名古屋市守山区小幡北2010番の9地先	附図
1	鳴海赤塚第2号線	名古屋市緑区鳴海町字赤塚35番の18地先	第3
		名古屋市緑区鳴海町字赤塚35番の23地先	附図
2	鳴海赤塚第3号線	名古屋市緑区鳴海町字赤塚35番の11地先	"
		名古屋市緑区鳴海町字赤塚35番の24地先	
1	乗鞍三丁目第1号線	名古屋市緑区乗鞍三丁目170番の24地先	第4
		名古屋市緑区乗鞍三丁目170番の2地先	附図
1	神の倉四丁目第5号線	名古屋市緑区神の倉四丁目283番の15地先	第5
		名古屋市緑区神の倉四丁目283番の16地先	附図
1	社が丘三丁目第1号線	名古屋市名東区社が丘三丁目301番の19地先	第6
		名古屋市名東区社が丘三丁目301番の7地先	附図
1	下志段味三丁目第1号線	名古屋市守山区下志段味三丁目2808番地先	第7
		名古屋市守山区下志段味三丁目3702番地先	附図

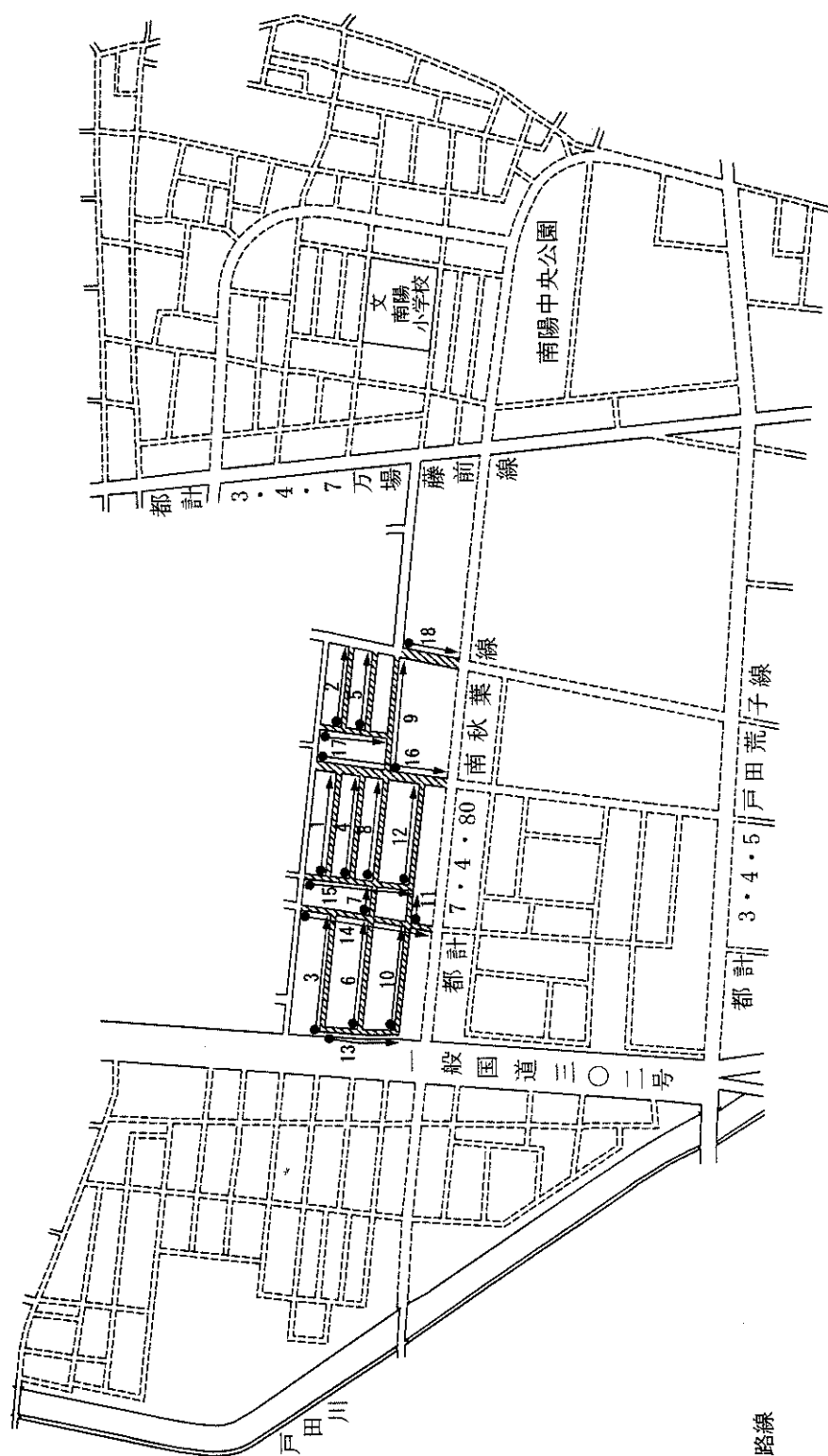
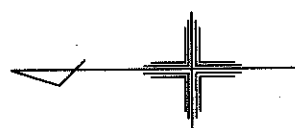
一部廃止する路線

整理 符号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
ア	小坂町線	名古屋市昭和区小坂町1丁目15番地先	第8
		名古屋市昭和区小坂町1丁目15番の1地先	附図
ア	西三ツ屋線	名古屋市緑区大高町字斎山42番地先	第9
		名古屋市緑区大高町字斎山42番地先	附図

(理 由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

第1 附図

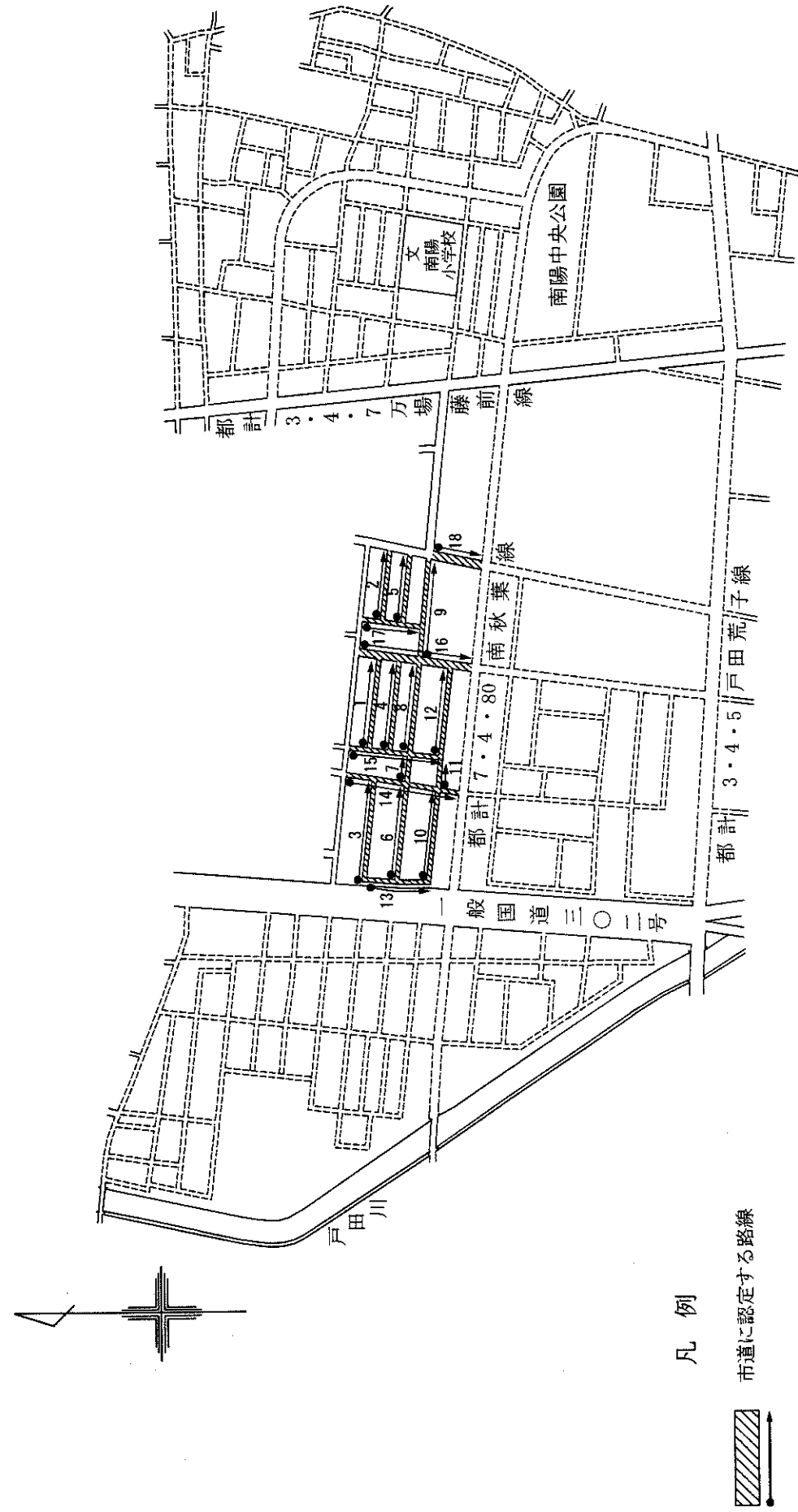


凡 例

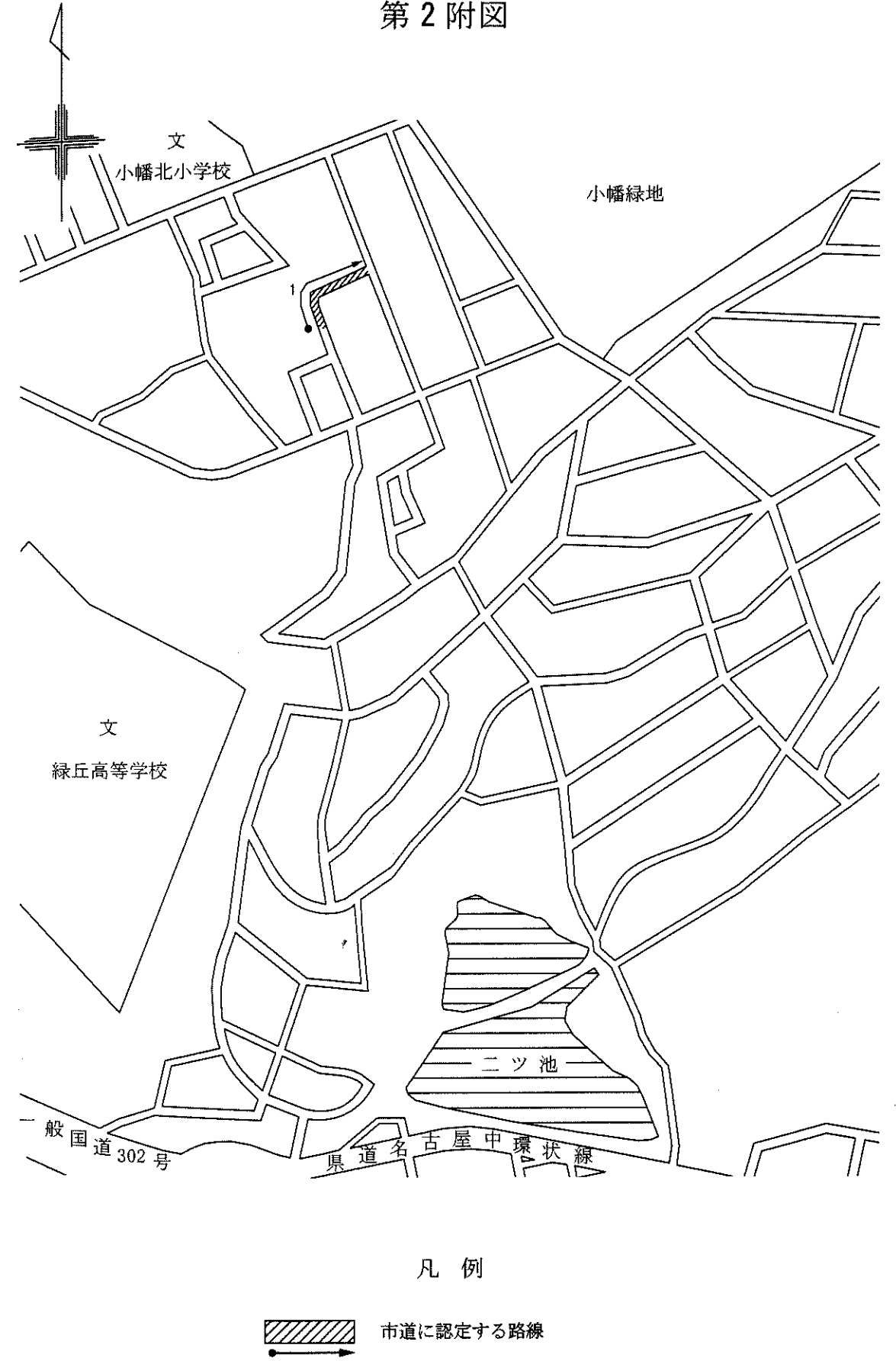
市道に認定する路線



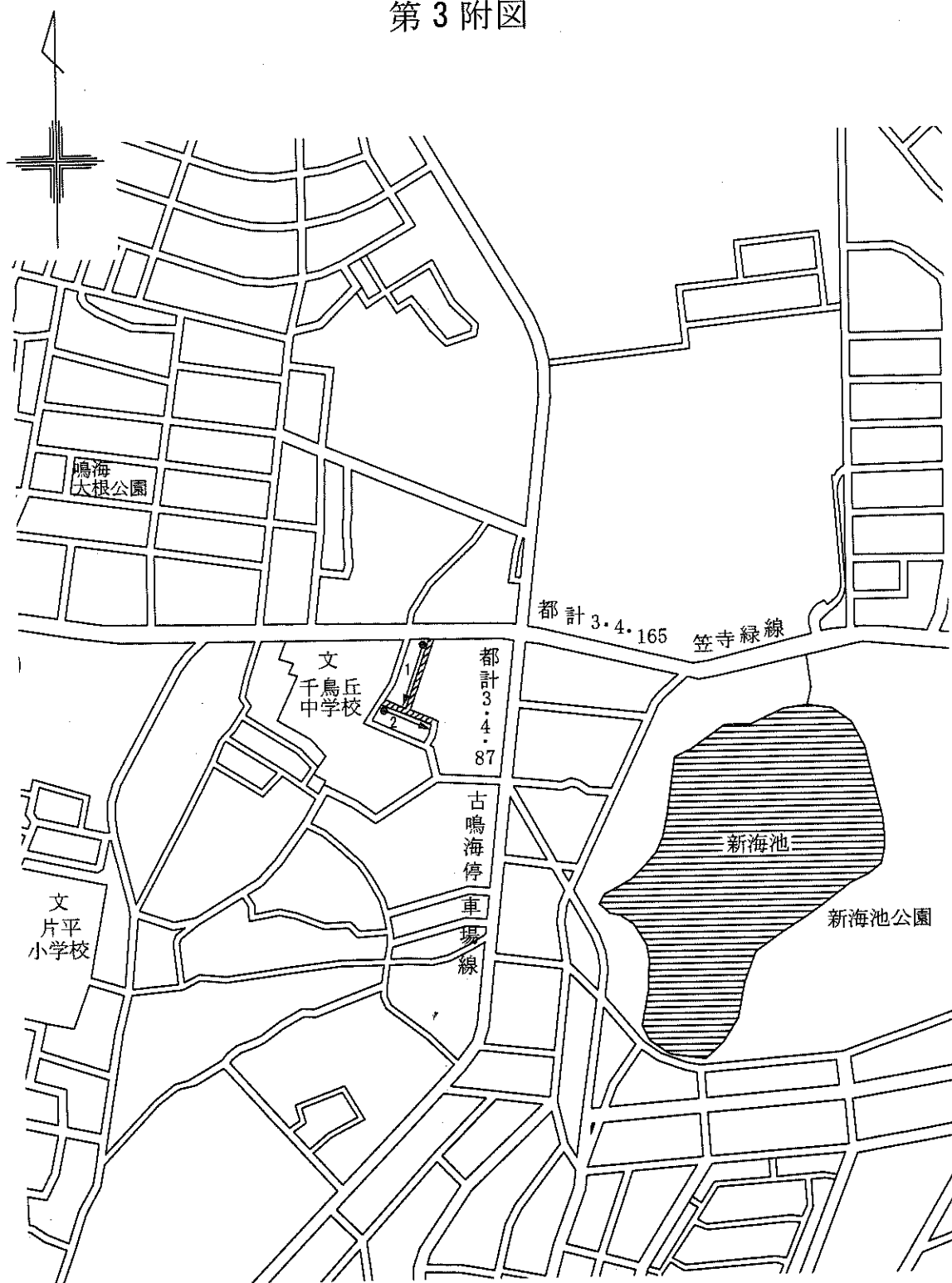
第1附図



第2附図



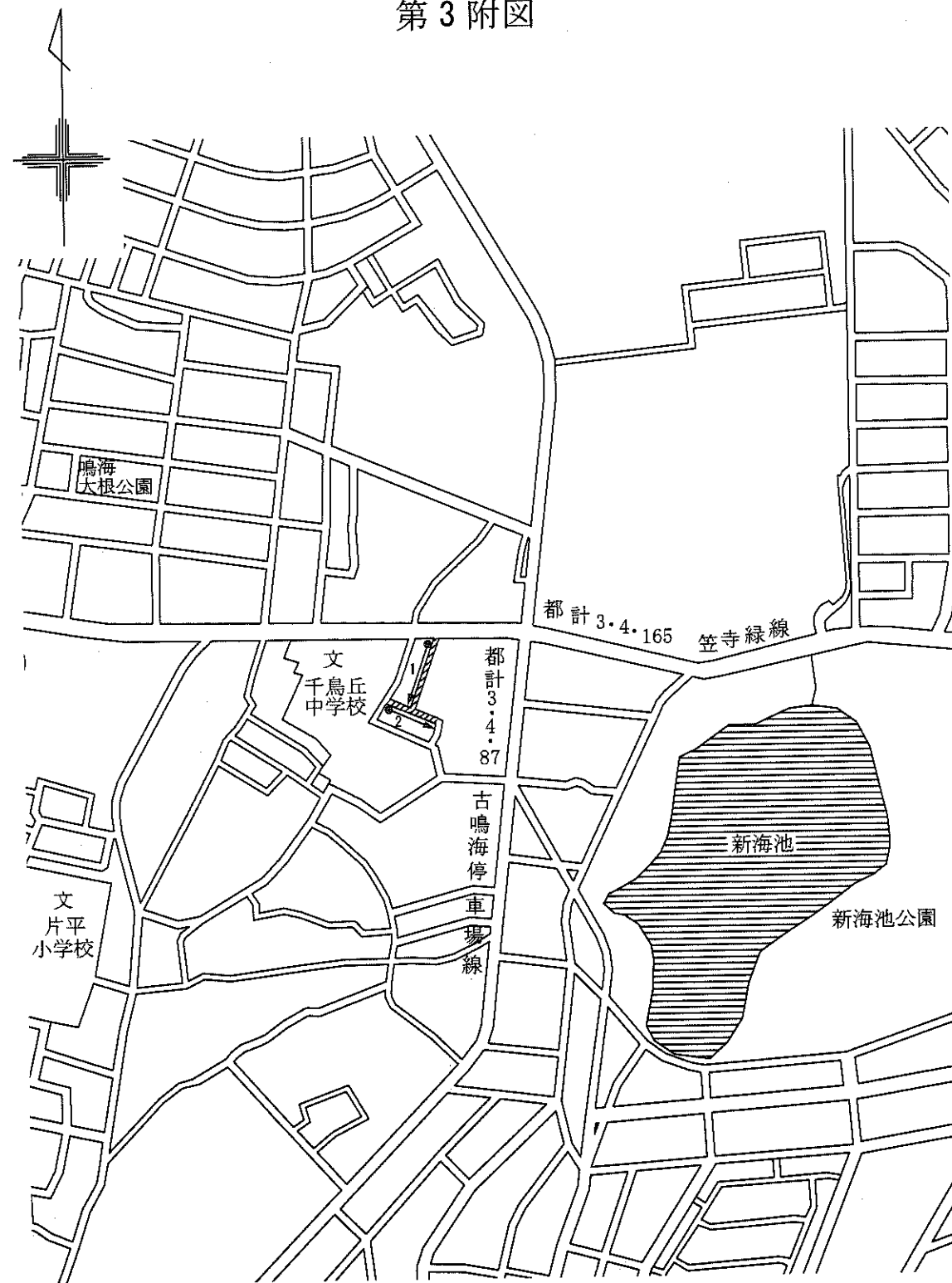
第3附図



凡 例

 市道に認定する路線

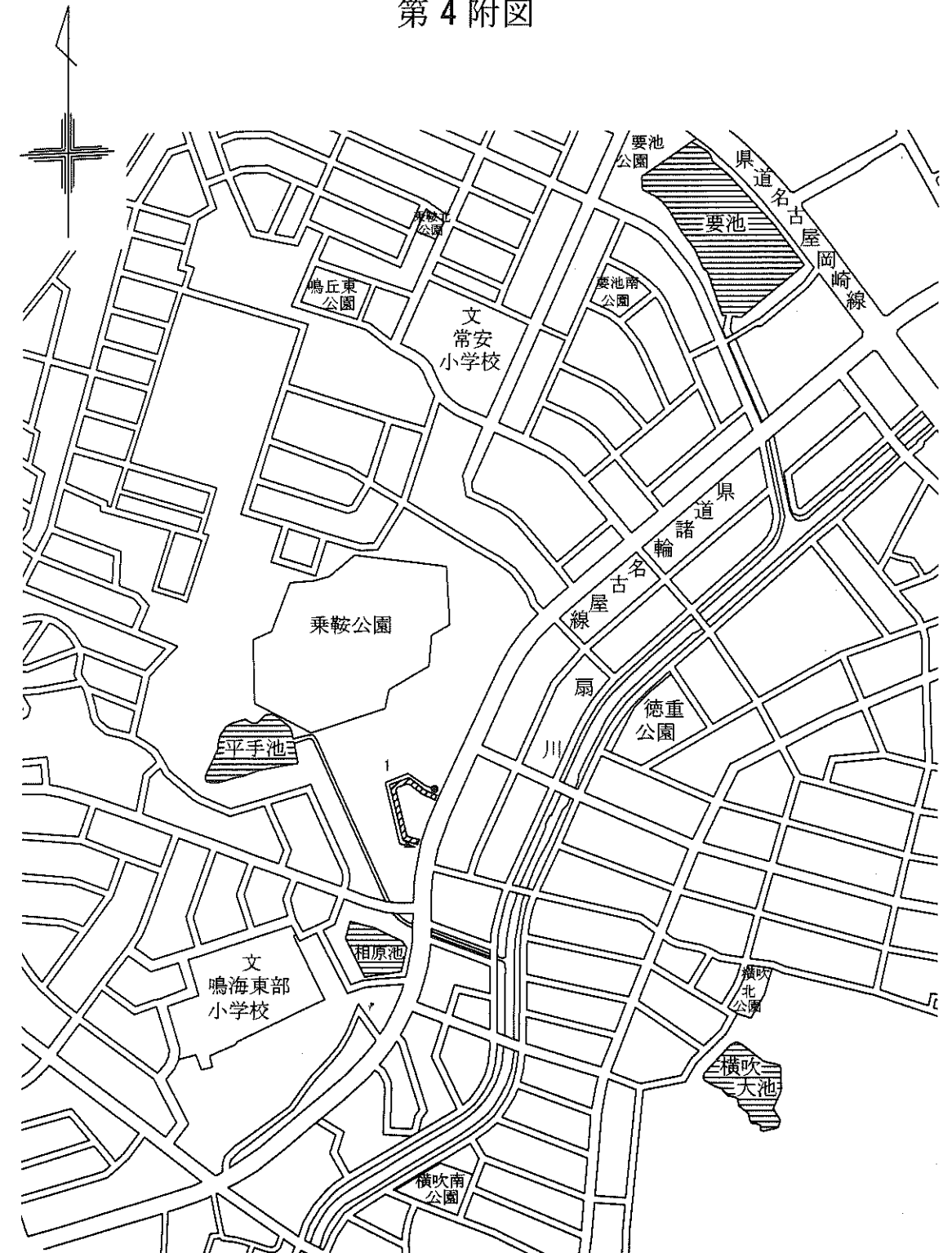

第3附図



凡 例

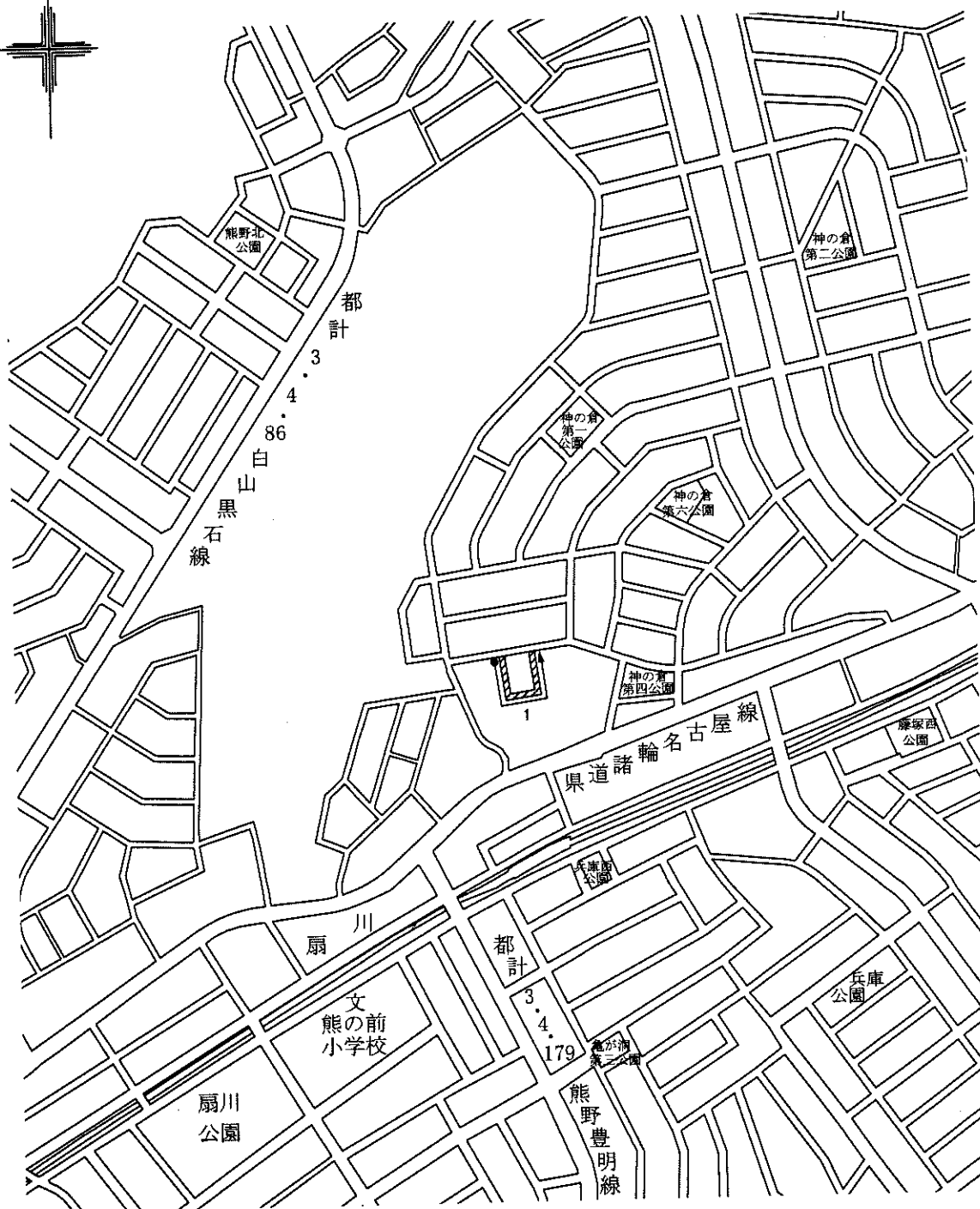


第4附図



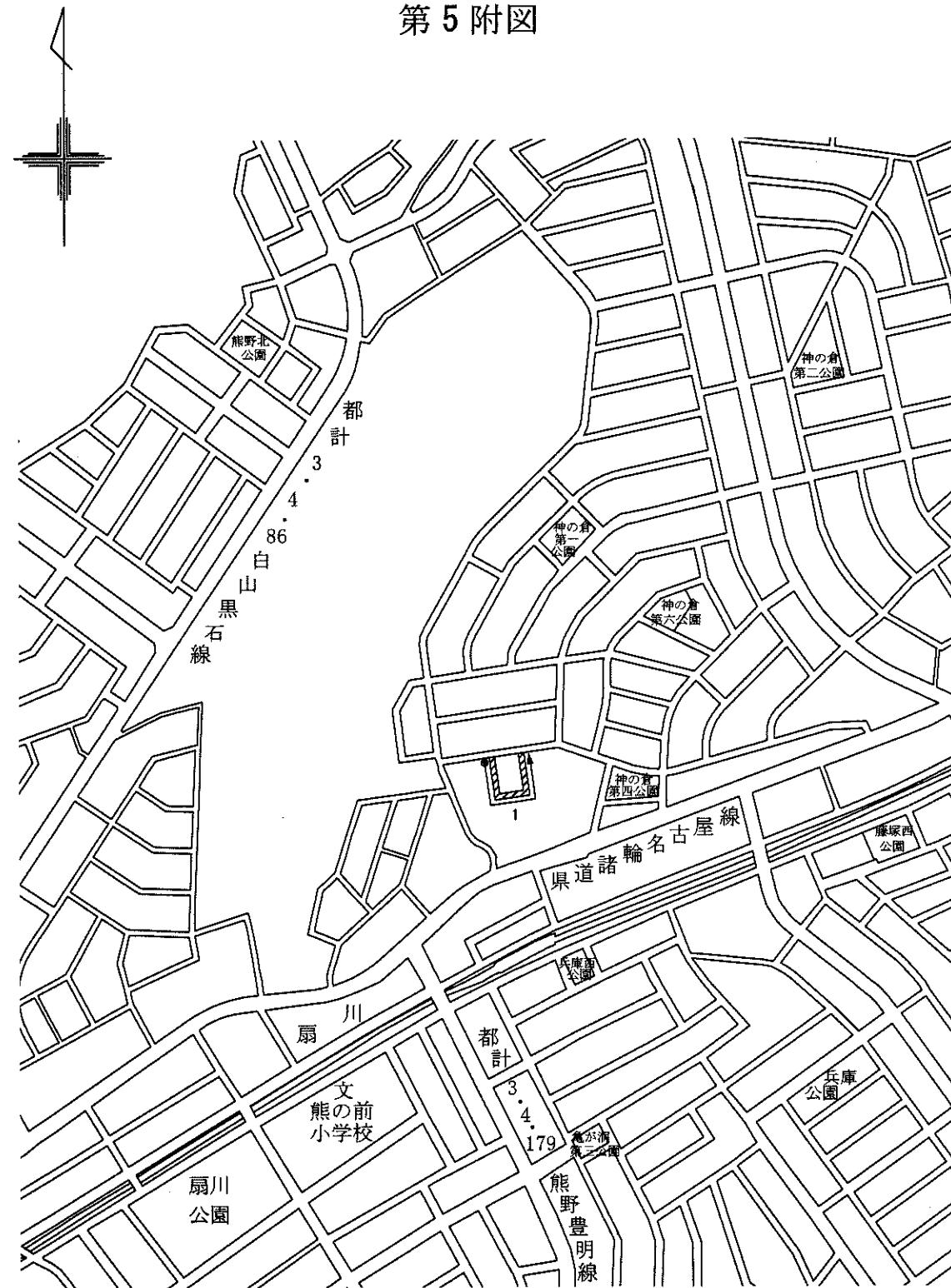
凡 例



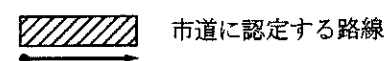


— 50 —

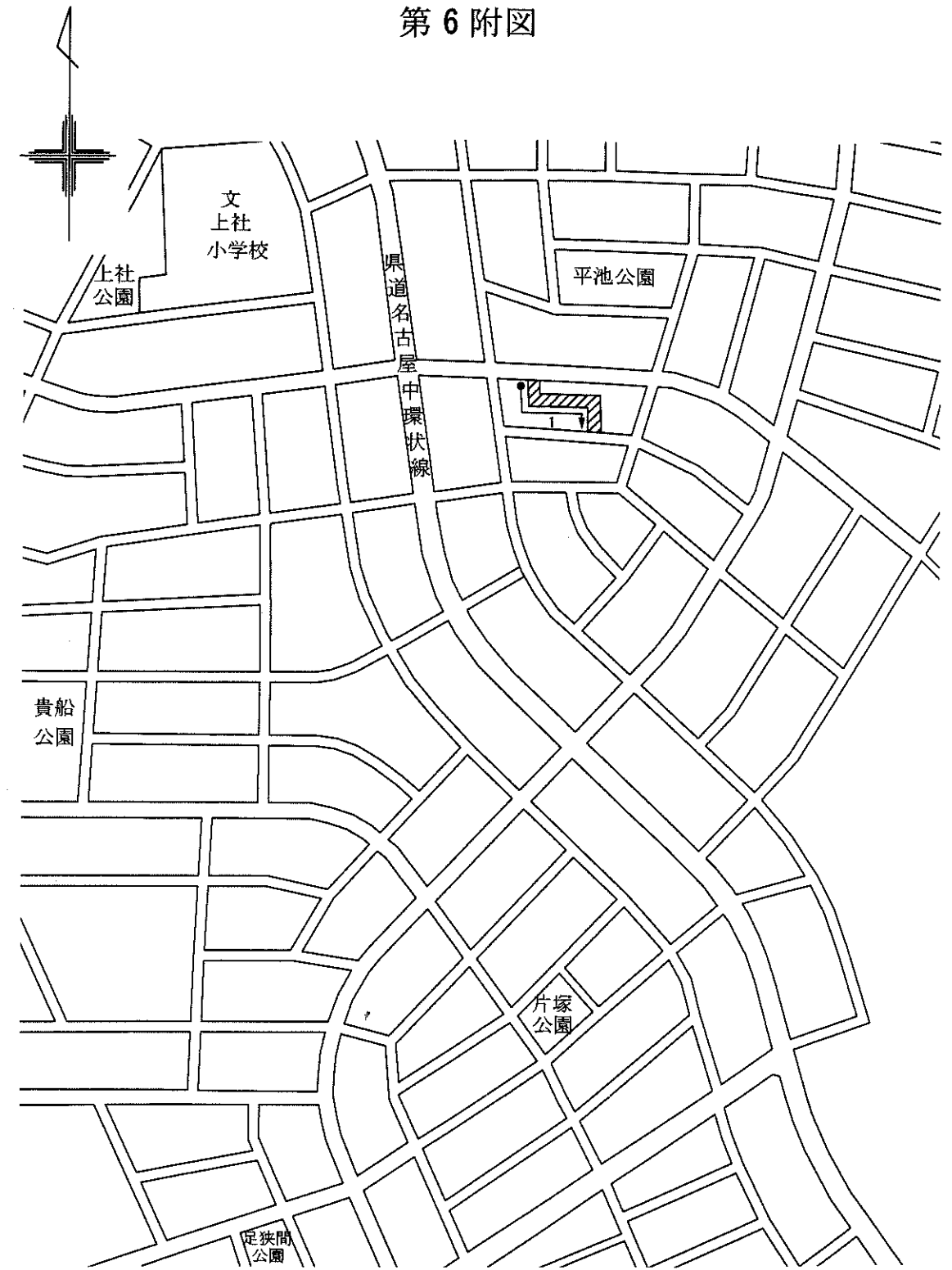
第5 附図



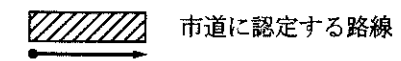
凡 例



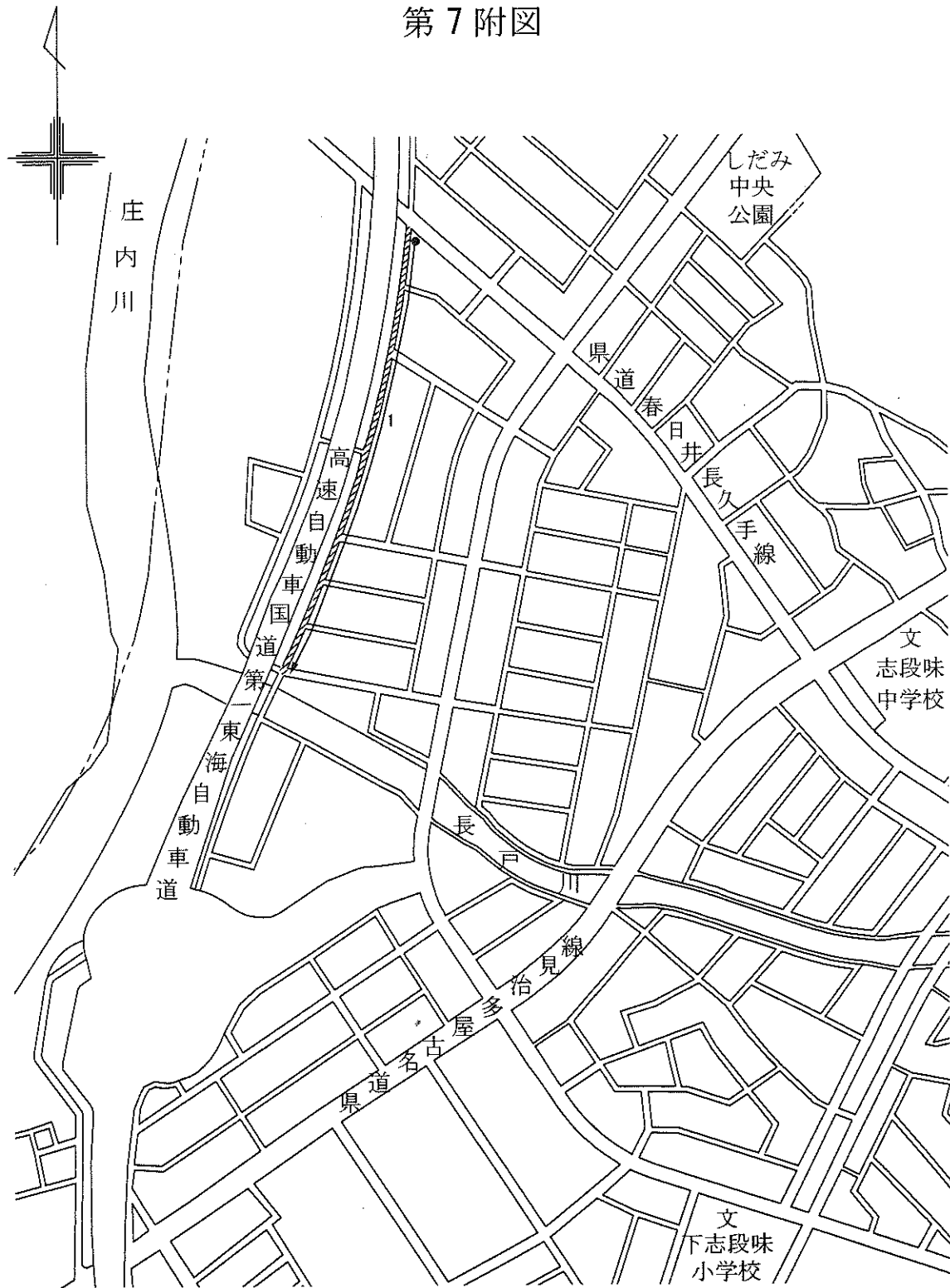
第6 附図



凡 例



第7附図

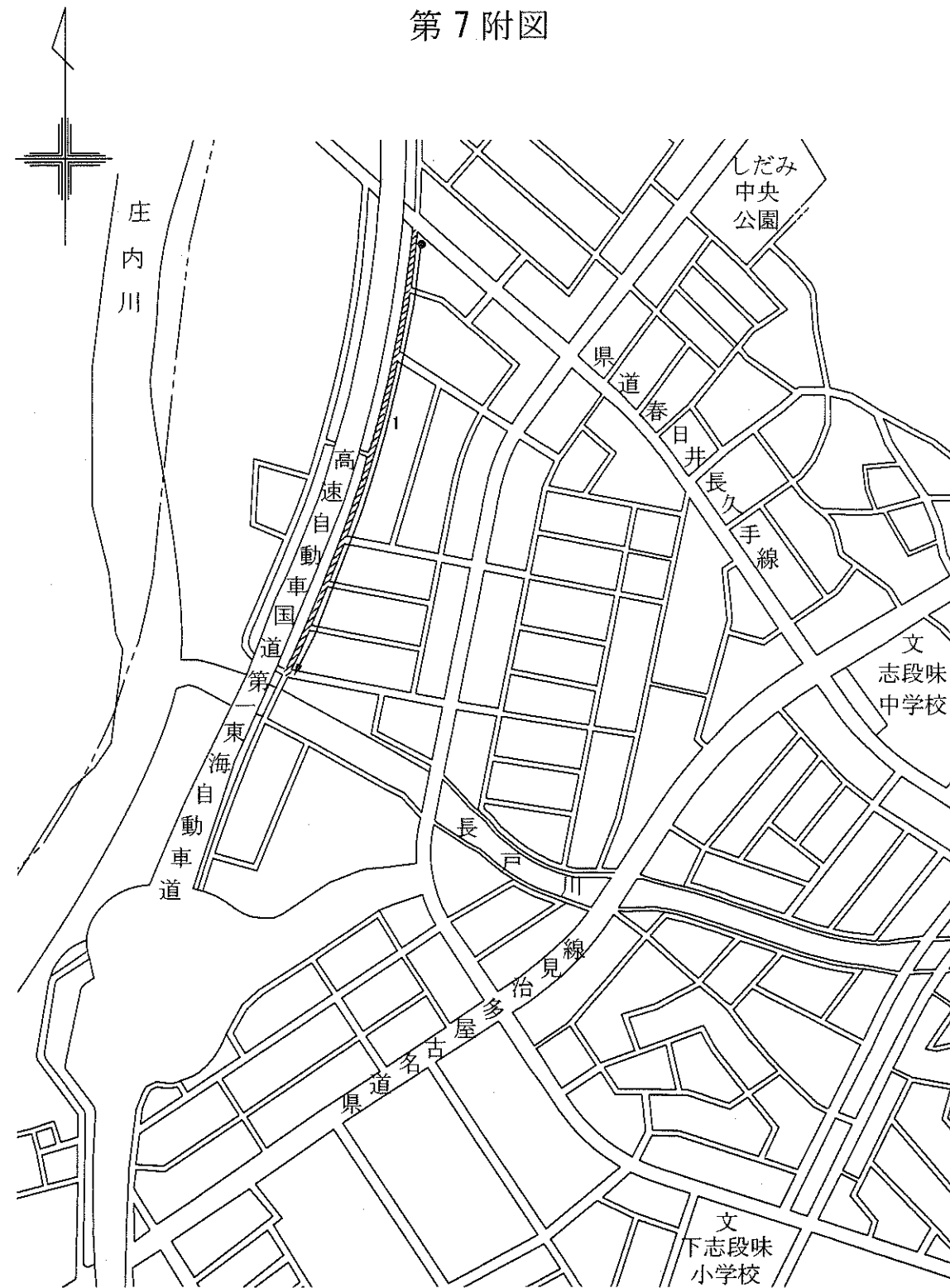


凡 例

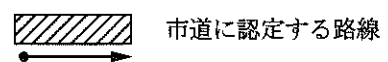


市道に認定する路線

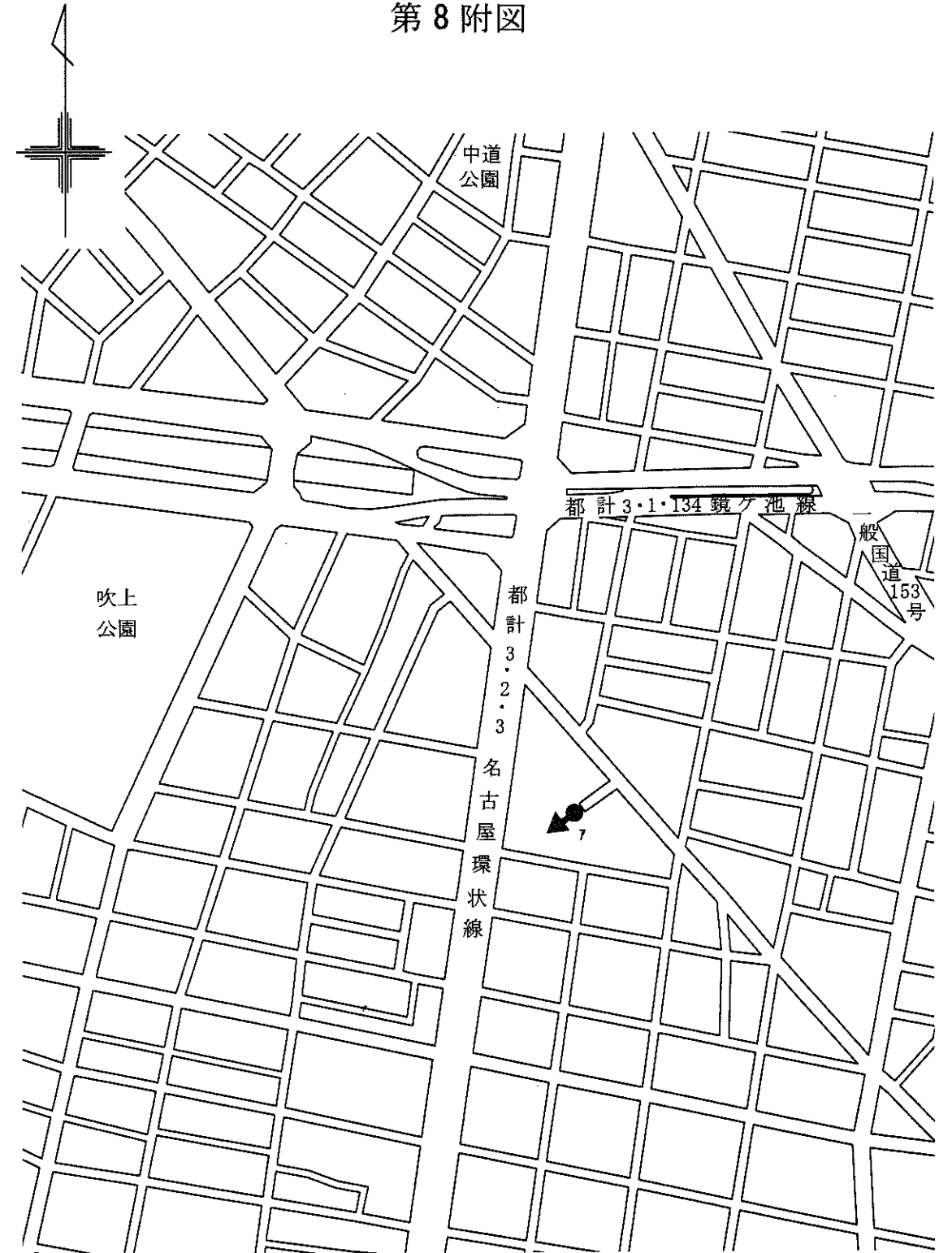
第7 附図



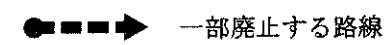
凡 例



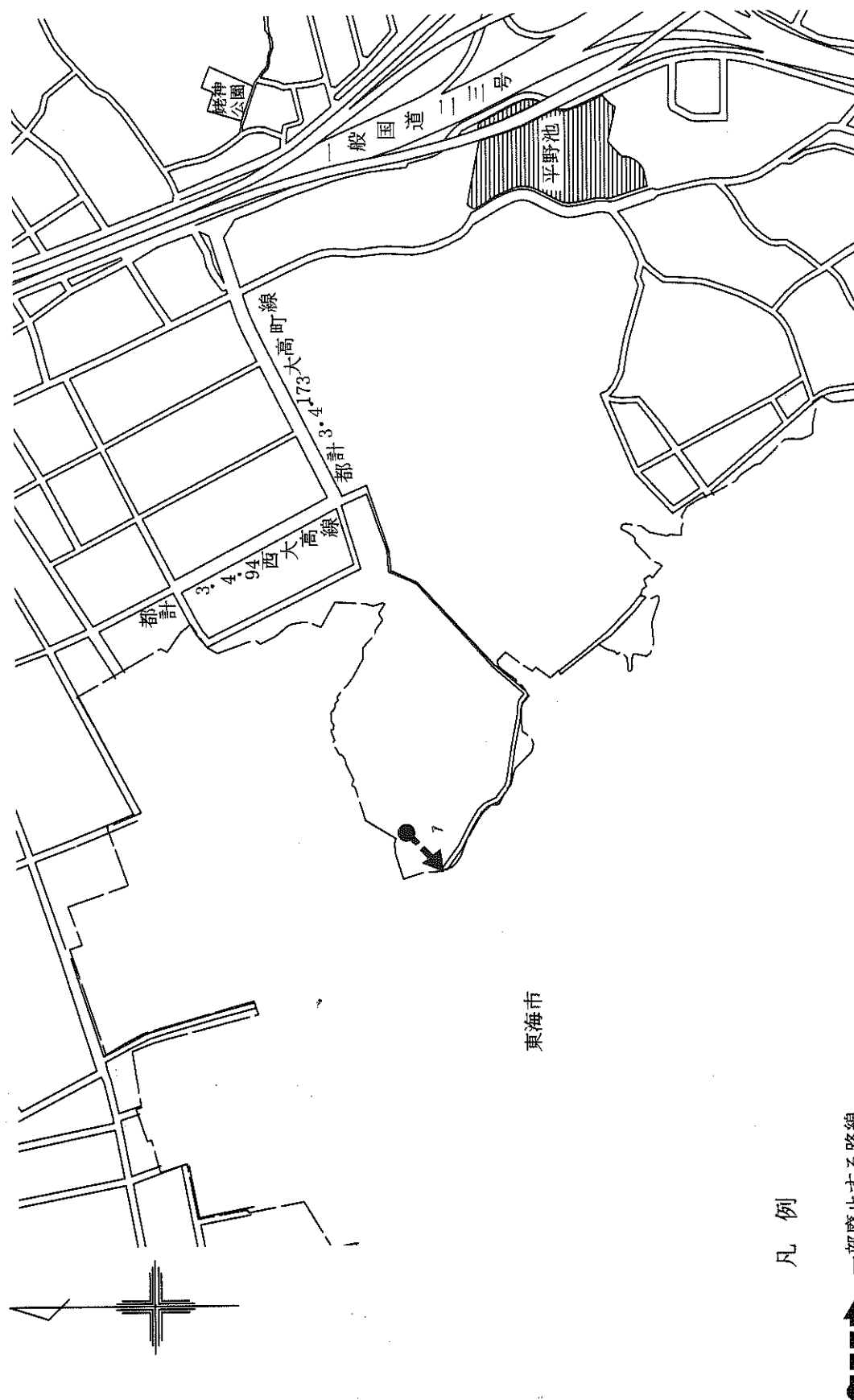
第8 附図



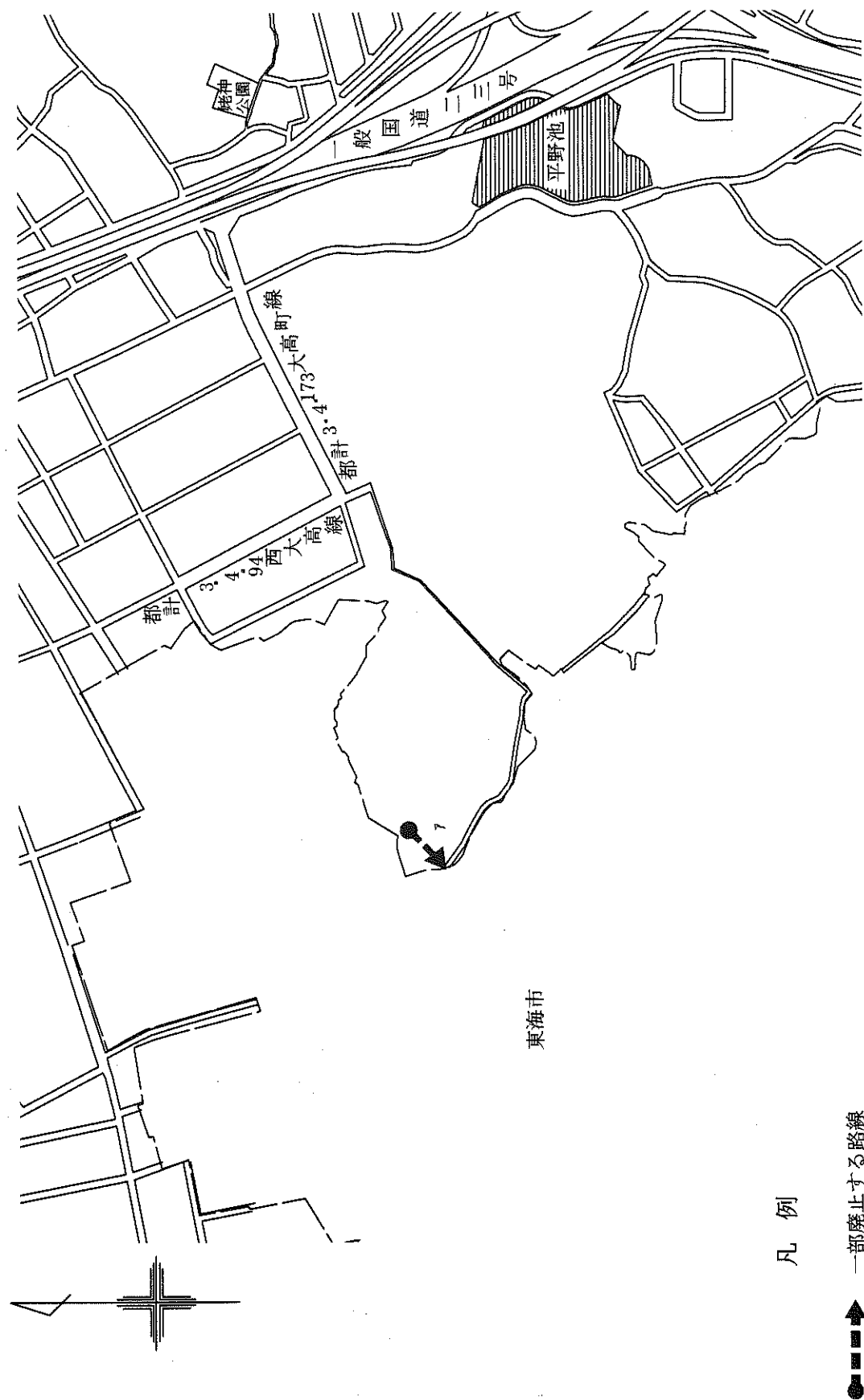
凡 例



第9 附图



第9 附図



(参 考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }
4 } (略)
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。